

共同新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び同法施行規則第 209 条に定める書面)

2021 年 10 月 1 日

川崎重工業株式会社

日立造船株式会社

地中空間開発株式会社

2021年10月1日

共同新設分割に係る事後開示書面

神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
川崎重工業株式会社
代表取締役 橋本 康彦

大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
日立造船株式会社
代表取締役 三野 禎男

大阪市北区堂島一丁目5番30号
地中空間開発株式会社
代表取締役 平山 真治

川崎重工業株式会社（以下「川崎重工」という。）及び日立造船株式会社（以下「日立造船」という。）は、2021年5月20日付で共同で作成した新設分割計画に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、川崎重工及び日立造船がシールド関連事業（シールド掘進機、TBM（トンネルボーリングマシン）及び土木機械等、及びそれらの部品の設計、開発、修理並びに販売に関する事業等。ただし製造に関する事業を除く。）に関して有する権利義務を、新たに設立する地中空間開発株式会社（2021年10月1日の効力発生後同日に「川重日立造船シールド準備株式会社」から商号変更。以下「新設会社」という。）に承継させる共同新設分割（以下「本分割」という。）を行いました。

本分割に関して本店に備え置くこととされる会社法第811条第1項第1号及び同法施行規則（以下「規則」という。）第209条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本分割が効力を生じた日（規則第209条第1号）

2021年10月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（規則第209条第2号）

本分割は、川崎重工及び日立造船において、会社法第805条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第805条の2但書により、反対株主による本分割の差止請求に係る手続は行われておりません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（規則第

209 条第 3 号)

(1) 会社法第 806 条の規定による手続の経過

本分割は、川崎重工及び日立造船において、会社法第 805 条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第 806 条の適用はなく、反対株主の株式買取請求に係る手続は行われておりません。

(2) 会社法第 808 条の規定による手続の経過

本分割に際して、川崎重工及び日立造船において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に係る手続は行われておりません。

(3) 会社法第 810 条の規定による手続の経過

川崎重工及び日立造船は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2021 年 8 月 6 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により新設会社が川崎重工及び日立造船から承継した重要な権利義務に関する事項 (規則第 209 条第 4 号)

新設会社は、2021 年 10 月 1 日をもって、川崎重工及び日立造船それぞれから、共同新設分割計画書に定めるシールド関連事業に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。新設会社が川崎重工及び日立造船から承継した資産の額は 962 百万円、負債 2 百万円 (川崎重工から資産 480 百万円、負債 0 円。日立造船から資産 482 百万円、負債 2 百万円。いずれも概算値。) です。

5. その他本分割に関する重要な事項 (規則第 209 条第 5 号)

該当事項はありません。

以 上